

山梨県立大学大学院既修得単位認定に関する規程

(平成22年4月1日制定 看護学研究科第5307号)

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第26条の規定に基づき、山梨県立大学大学院（以下「本学大学院」という。）に入学する前に、大学院において修得した単位（本学大学院の科目履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。）の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の基準)

第2条 既修得単位認定の基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 出身大学院等において履修した既修得単位を対象とする。
- (2) 科目の名称にとらわれず、履修した授業科目の内容により単位を認定する。
- (3) 単位の認定は、申請学生ごとに行うこととする。

(申請)

第3条 既修得単位の認定を希望する者は、入学前の本学大学院が指定した期日までに、既修得単位認定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる申請書類等を添付して、学長に申請するものとする。なお、申請は入学年度のみとする。

- (1) 出身大学院等の発行する成績証明書又は単位修得（見込）証明書（以下「成績証明書等」という。）
 - (2) 出身大学院等の授業科目の概要が記載されたシラバス、授業概要、履修案内その他これらに類するもの（以下「シラバス等」という。）
- 2 前項において、単位修得見込証明書を提出した転入学生にあつては、本学大学院に入学後、直ちに単位修得証明書を提出するものとする。

(認定作業)

第4条 既修得単位の認定作業は、成績証明書等及びシラバス等に基づき、本学大学院の授業科目に相当すると認められる科目について、当該科目を担当する教員が行う。ただし、当該科目を担当する教員が非常勤講師の場合は、研究科長が依頼する本学大学院の専任教員が行う。

(既修得単位の認定)

第5条 研究科長は、既修得単位の認定作業の結果に基づき、既修得単位認定のための原案を作成し、研究科委員会に提案する。

2 学長は、研究科委員会における審議により既修得単位認定された単位を学生に与えるものとする。

(申請学生への通知)

第6条 学長は、前条による既修得単位認定結果を既修得単位認定書（様式第2号）により申請者に通知する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、既修得単位認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(様式第1号)

既修得単位認定申請書

平成 年 月 日

山梨県立大学長 殿

学籍番号
氏 名

次の授業科目の単位について、本研究科における授業科目の単位として認定を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

- 1 成績証明書又は単位修得（見込）証明書
- 2 シラバス、授業概要、履修案内等の写し

(注) 外国の大学院等の場合は、添付書類の日本語訳を添付すること。

本学大学院の科目名		他大学大学院における科目名		単位を修得した大学院 研究科名等	認定の 可・否	教員署名欄
科目名	単位数	科目名	単位数			
					可・否	
					可・否	
					可・否	
					可・否	
					可・否	
					可・否	
					可・否	
					可・否	
					可・否	
					可・否	
					可・否	
					可・否	
					可・否	
					可・否	
					可・否	
合計	科目 単位	合計	科目 単位			

